

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（二件）

（共同参画社会推進課）

一

○県営土地改良事業の工事の完了

（農村振興課）

一

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

（防災砂防課）

二

○土砂災害警戒区域の指定

（同）

二

公 告

○平成二十年度個人情報保護条例の運用状況

（県政情報公開室）

三

○平成二十年度情報公開条例の施行状況

（同）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（教育庁生涯学習課）

六

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

七

収用委員会

○縮矢間パイパス事件審理の開始

八

○縮矢間パイパス事件公示による通知

八

告 示

○宮城県告示第六百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 キューオーエル

一 代表者の氏名 小松田 守本

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区花壇七番二十二号

三 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、臓器提供意思表示カードの普及や、移植医療に関する正しい知識と情報を提供する事業、障害者の雇用機

会の拡充を支援する事業を通して、移植医療の発展並びに人々が快適な生活を送ることのできる環境作りに寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月十七日

○宮城県告示第六百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東北シニアライフアドバイザー協会

一 代表者の氏名 小菅 文雄

二 主たる事務所の所在地 仙台市泉区泉ヶ丘五丁目二十九番十七号

三 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象に、健康で心豊かな生活基盤を築く為の、助言・支援・啓蒙活動を行い、いきいきと自分らしく、自立した社会生活を営む為の実現に寄与する事を目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年六月二十二日

○宮城県告示第六百十二号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

枝野	地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
日向		ため池等整備事業	平成二十一年一月二十三日
枝野		経営体育成基盤整備事業	平成二十一年三月二十五日

越河
経営体育成基盤整備事業
平成二十一年五月二十二日

○宮城県告示第六百十三号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第六条第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
大仏前沢	土石流	白石市越河（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
松沢	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		城砂防課及び宮
後町沢1	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		務所
後町沢2	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		務所
中妻沢	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		
丑山沢1	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		
丑山沢2	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		
丑山沢2	土石流	白石市越河（次の図のとおり）		
山頭	急傾斜地の崩壊	白石市越河（次の図のとおり）		
寄門沢	土石流	柴田郡村田町沼辺（次の図のとおり）		
鹿野	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町沼辺字牡丹山（次の図のとおり）		
寄門	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町沼辺字寄門二（次の図のとおり）		

立石	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町沼辺字立石（次の図のとおり）		
竹林	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町沼辺字竹林（次の図のとおり）		
平畑沢	土石流	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
平畑沢2	土石流	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）		災砂防課及び宮
平畑沢4	土石流	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）		務所
平畑沢4	土石流	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）		
平畑	急傾斜地の崩壊	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）		
1 牧野集山の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市中野字牧野集山（次の図のとおり）		
2 牧野集山の崩壊	急傾斜地の崩壊	石巻市中野字牧野集山（次の図のとおり）		
大塚の1	急傾斜地の崩壊	東松島市大塚（次の図のとおり）		
大塚の2	急傾斜地の崩壊	東松島市大塚（次の図のとおり）		
大塚の3	急傾斜地の崩壊	東松島市大塚（次の図のとおり）		
東名	急傾斜地の崩壊	東松島市東名（次の図のとおり）		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）
第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
			宮城県知事 村 井 嘉 浩

粕沢	土石流	柴田郡村田町沼辺（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
竹林沢	土石流	柴田郡村田町沼辺（次の図のとおり）	
平畑沢4	土石流	石巻市水沼字平畑（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、所管指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧可能。）

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）以下「条例」としつ。第六十二条の規定により、平成二十年改訂における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十一年六月三十日

宮城県県庁 総務課 課長 岩井 謙 規

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,111件

2 個人情報の開示請求の件数及び処理状況

条例第16条第1項の規定による開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
101	41	45	0	1	9	5
						処理中
						0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区 分	件 数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	存 否 応 答 拒 否	文 書 不 存 在	そ の 他
実施機関名							
知 事	12	5	6	0	0	1	0

公 館 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	58	34	21	0	0	0	0	3	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	30	2	17	0	1	4	6		
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
労 働 委 員 会	1	0	1	0	0	0	0		
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
合 計	101	41	45	0	1	8	6		

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

4 開示請求の決定に対する不服申立ての状況

条例第21条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）

第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況		
			決 定 (裁 決)	取 下 げ	審 理 中
			却 下	棄 却	一 部 認 容

異議申立て	18	2	20	0	0	0	0	0	18	2
審査請求	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1
計	19	3	22	0	0	1	0	0	18	3

(2) 件名及び処理状況

1 宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件名	処理状況
平成18年5月8日	〇〇校長の意見書にあるテレビ高職員に対する発言の証拠に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月8日	〇〇理由の証拠証言に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月8日	〇〇校長、〇〇教委、県教委が〇〇研修に送る以前に事実確認を行った証拠に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月18日	事故報告書がりの議にかけられた日が分かる文書に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月8日	〇〇校長の意見書にある虚偽の申し出による病体の証拠、診断書があるのに自己都合として〇〇〇〇を行なった証拠に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月11日	弁護士記録と監査校長承認の違いが分かる書類等に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月11日	診断書期限が切れている場合に虚偽理由であるとして〇〇〇〇した行為が正当であるとする証拠等に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月11日	病休承認が職務規律違反となる証拠に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月11日	長持研検討結果の事実認定証拠に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月11日	〇〇が特定の行為を強要した記録に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年5月15日	〇〇事情聴取りノーズ文書を作成した職員氏名等に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ

平成18年7月10日	〇〇教委あて第2期から第4期研修報告書に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年7月10日	平成〇年〇月〇日の年休が不許可となっている〇〇教委への文書に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年7月13日	〇号文書の関係機関への送付簿に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年7月13日	長持研文書一切、不適切事実調査文書に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年9月2日	〇〇町からの〇〇内申書の理由と非違事実を書いた文書（添付されたもの）に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成18年12月18日	平成〇年〇月〇日〇〇頃が発生した事故処理に関する物件事故報告書に記載されている個人情報不存決定等に対する審査請求	一部認容
平成19年1月8日	請求者の長期特別研修状況報告書（1期～4期の前期分）に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成19年1月8日	請求者の長期特別研修状況報告書（1期～4期の前期分）に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	取下げ
平成20年4月24日	平成〇年〇月〇日に実施された、〇〇試験の採点された解答用紙に記載されている個人情報不存決定に対する異議申立て	審理中
平成20年6月30日	平成〇年〇月〇日付け意見書、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇に関する調査資料に記載されている請求者の個人情報の部分開示決定等に対する異議申立て	審理中
平成20年11月12日	平成〇年〇月〇日〇〇頃が発生した請求者の事故の写真及び図に記載された請求者の個人情報に対する不存決定等に対する審査請求	審理中

- 口 審査会に諮問されなかったもの（取下げされたものを除く。） 0件
- 5 口頭による開示請求の件数 47,061件
- 6 訂正請求の件数及びその処理状況 0件
- 7 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件
- 8 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況 3件
- 9 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況 0件

〇県強公監査会（〒111-0041 東京都中央区築地一丁目） 〇県三十三条の監理員より
 〒111-0041 東京都中央区築地の県庁の代表者宛に送付された文書

平成二十一年六月三十日

警察本部 警察本部 警察本部 警察本部

1 行政文書の開示請求の件数及び処理状況
 条例第4条の規定による行政文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）の件数及び処理状況は、次のとおりである。

受付件数	処 理 状 況						
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	処理中
738	429	194	16	4	27	68	0

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

区分 実施機関名	受付件数	処 理 状 況					
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
知 事	568	387	115	3	2	14	47
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	59	9	29	10	0	3	8
選挙管理委員会	35	19	14	0	0	0	2
人事委員会	10	4	2	2	1	1	0
監 査 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0
公安委員会	4	0	3	0	0	1	0
警察本部長	49	4	25	1	1	8	10

労働委員会	4	1	3	0	0	0	0
収用委員会	2	0	1	0	0	0	1
海区漁業調整委員会	1	0	1	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	1	1	0	0	0	0	0
住宅供給公社	0	0	0	0	0	0	0
道路公社	3	3	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
こども病院	0	0	0	0	0	0	0
合 計	738	429	194	16	4	27	68

（注）「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 不服申立ての状況

条例第6条第1項の規定による開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

区分 前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				
			決 定（ 裁 決 ）		取下げ	審理中	
			却 下	棄 却			一 部 認 容
異議申立て	3	3	0	2	2	0	2
審査請求	1	0	0	1	0	0	0
計	4	3	0	3	2	0	2

(2) 件名及び処理状況

イ 宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問されたもの

不服申立て年月日	件	名	処理状況
平成18年7月18日	介護支援専門員業務研修受講試験に関する調査結果の部分開示に対する異議申立て		検 知
平成19年1月17日	平成12年度分の鑑識課、銃道警察隊及び生活保安課の犯罪捜査協力報償費関係文書の部分開示決定に対する審査請求	市町村振興総合補助金関係文書の部分開示決定に対する異議申立て	検 知
平成19年12月27日			
平成20年1月25日	PFI導入可能性調査結果関係文書の部分開示決定に対する異議申立て		一 部 認 察
平成20年4月24日	平成19年度技能検定実技試験採点基準の非開示決定に対する異議申立て		審 理 中
平成20年6月10日	知事への提案「明日のみやぎに一筆啓上！」に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て		一 部 認 察
平成21年2月16日	平成21年度宮城県、仙台市公立学校教員採用候補者選考に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て		審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。）

なし

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県美術館で使用する電気 年間約二百万六千七百キロワット時
 - 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十一年十月一日から平成二十四年九月三十日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一号 宮城県美術館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受け

ていない者であること。

5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

7 入札に参加を希望する者は、6に掲げる事項を証する書類を平成二十一年七月二十一日（火）午後五時までに三の1の場所に提出するとともに、開札時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のな

い者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-08570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年七月二十一日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先
〒980-08433 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班
（担当 吉田 寛之 電話〇二二・二二一・三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十一年七月十四日（火）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年七月十三日（月）までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年七月二十一日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十一年八月十一日（火）午後五時まで（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十一年八月十二日（水）午前十時 宮城県行政庁舎十六階教育庁会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条の規定による。
3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Electric power to be used at the Miyagi Museum of Art (estimated annual usage of 2,006,700 kWh)
- 2 Duration of Contract: October 1, 2009 to September 30, 2012
- 3 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : August 12, 2009, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 16th Floor, Board of Education Secretariat Meeting Room
- 4 Deadline to Submit Bid (by mail) : August 11, 2009, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact person : Hiroyuki Yoshida, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-3651

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第七号
宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年6月30日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号ア中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「第48条の13」を「第48条の14第2項」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「場合」の次に「（イに該当する場合を除く。）」を加え、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に
乗車させる場合

第29条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、公布の日から施行する。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第三号
宮城県起業の一般国道百十三号改築工事（館矢間バイパス・宮城県伊具郡丸森町字神明南地内）に係る土地収用事件（館矢間バイパス事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十一年六月三十日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 日時 平成二十一年七月二十七日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第四号

館矢間バイパス事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

平成二十一年六月三十日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 通知すべき書類 平成二十一年六月二十四日付け宮収第七号 審理の開始についての通知書
- 二 通知を受けるべき者

宮城県伊具郡丸森町字神明南六二番の土地の次の持分に係る所有者

持分一九分の一
登記簿記載の所有者の住所及び氏名は
青藤庄次郎 宮城県伊具郡丸森町四六八番地
持分一九分の一
登記簿記載の所有者の住所及び氏名は
本間 多作 宮城県伊具郡丸森町字町東三番地